

学校給食についての大切なお知らせです

岡山市では、令和6年4月から、市立小学校・中学校・義務教育学校の学校給食費について、岡山市が徴収・管理を行う「**学校給食費の公会計化**」を実施します。

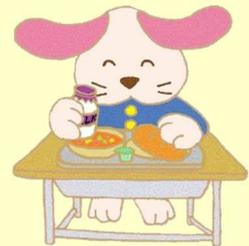
これに伴い、現在の「各学校が学校給食費を集金する方法」から、「岡山市が、学校を通さず、口座振替等の方法により直接集金する方法」へと変わります。

なお、学校ごとに納付額が異なる教材代や修学旅行の積立金などの費用（学校給食費以外の学校校納金）は、引き続き各学校で徴収・管理していきます。

学校給食費の公会計化とは？

学校給食費の公会計化とは、学校給食費を岡山市の予算に計上し、議会の承認を得たうえで、市が学校給食費の徴収・管理を行うことです。目的は以下のとおりです。

- ① 学校給食を子どもたちに安定的に供給する。
- ② 市の予算に計上することで、会計の透明性を高める。
- ③ 保護者の利便性の向上を図る。
- ④ 学校現場の多忙化解消を図り、教職員の子どもと向き合う時間を増やす。



公会計化に伴う口座振替手続きについて

学校給食費は、公会計化に伴い、原則、口座振替による納付となります。そのため、学校給食費を引き落とすための振替口座を、学校ではなく、新たに市へ登録していただく必要があります。保護者の皆様には、金融機関に対する新規の手続きをお願いすることになりますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

手続きの開始は、10月以降を予定しています。詳しくは別途お知らせします。

※ 学校給食費の納付方法については、口座登録の手続きがインターネット（スマートフォン等）からでき、かつ、窓口持参の手間のかからないWeb口座振替が便利です。

※ 口座振替の手続きをされていない場合は、「納付書」による納付となります。

※ 現在、学校給食費の納付で利用している振替口座と同じ金融機関、同じ口座にする場合も、お手数料ですが改めて手続きが必要です。

※ 口座振替手数料は、岡山市が負担します。

※ 一度手続きをされますと、中学校卒業まで、転校・進級・進学の際にも手続きは必要ありません。（岡山市立学校間での転校・進級・進学に限ります。）

<問い合わせ先>

岡山市教育委員会保健体育課 学校給食係

口座振替ができる取扱金融機関について



- 口座振替は、下記の金融機関が利用できます。
- 各家庭の給与振込口座など、日常お使いの口座を指定いただけます。
- ※現在、学校に届けている振替口座以外でも指定ができます。

【取扱金融機関】

銀行	中国銀行・トマト銀行・広島銀行・鳥取銀行・山陰合同銀行・百十四銀行・四国銀行 伊予銀行・阿波銀行・西日本シティ銀行・もみじ銀行・香川銀行・高知銀行・愛媛銀行 みずほ銀行・三井住友銀行・三菱UFJ銀行
信用	おかやま信用金庫・吉備信用金庫・備前日生信用金庫・笠岡信用組合・横浜幸銀信用組合 朝銀西信用組合
その他	岡山市農業協同組合・晴れの国岡山農業協同組合・中国労働金庫・ゆうちょ銀行

学校給食費の公会計化に関するQ&A



Q1 現在も口座振替で支払っていますが、手続きをする必要がありますか？

⇒ 全ての保護者の皆様に、岡山市用の口座振替の手続きを行っていただく必要があります。

Q2 子どもが2人以上いる場合の手続きは？

⇒ お手数ですが、お子様1名ごとに口座振替の手続きが必要です。

Q3 令和6年4月からの口座振替日・金額等のお知らせは、いつ来ますか？

⇒ 詳細については、次回（9月）以降のお知らせでご案内します。

Q4 就学援助(もしくは生活保護)制度を利用しています。口座振替の手続きは必要ですか？

⇒ 就学援助(もしくは生活保護)が認定されるまでは、学校給食費をお支払いいただく必要がありますので、口座振替の手続きをお願いします。なお、遡って認定された場合、過払いとなった給食費は、手続きを行った口座へお返しします。

Q5 口座振替の手続きをしなかったらどうなりますか？

⇒ 岡山市から送付された「納付書」により、お近くのコンビニエンスストア等でお支払いいただくこととなります。

Q6 残高不足等により、口座振替ができなかった場合はどうするのですか？

⇒ 督促状を送付しますので、同封の「納付書」によりお近くのコンビニエンスストア等でお支払いください。

Q7 滞納した場合はどうなりますか？

⇒ 納期限までにお支払いが確認できない場合は、督促状や催告書を送付します。それでもお支払い確認できない時は、法的措置など適切に対処させていただく予定です。

Q8 口座名義は、保護者名義の口座でなければいけませんか？

⇒ 保護者名義の口座に限らず、児童生徒本人やご家族名義の口座も登録いただけます。

Q9 納付が困難な場合はどうすればよいですか？

⇒ 一定の要件に該当する場合、就学援助制度により学校給食費の援助を受けられる場合があります。学校か岡山市教育委員会就学課にご相談ください。

Q10 今まで学校給食費と一緒に引き落としていた学年費等は、今後どうなりますか？

⇒ 今までどおり、学校にお支払いいただくこととなります。詳細については、学校にお問い合わせください。